

2017年1月27日

Japan tax alert

EY税理士法人

インド物品サービス税 (GST)は2017年 7月1日に導入見込み

EYグローバル・タックス・アラート ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

www.ey.com/taxalerts

これまで2017年4月1日の導入が予定されていたインドの物品サービス税(GST)が、2017年7月1日の導入となる見込みとなったことが判明しましたので、お知らせします。

印GST委員会は、2017年1月16日に開催された第9回目の会合にて、これまでにGSTの導入に当たって大きなハードルとなっていた二重管轄(dual control)及び地域管轄権(territorial jurisdiction)の考え方について合意に至った模様です。これに先立ちGST委員会は2017年1月3-4日に会合を開き、統合物品サービス税(IGST)法草案について協議しましたが、この二重管轄及び地域管轄権の2点について結論が出ていませんでした。

1月16日のGST委員会会合における重要な結果は、以下のとおりです。

▶ 二重管轄基準:

- ▶ 売上が1,500万インドルピー以下の課税対象者(GST登録事業者)については、10:90の割合でそれぞれ連邦政府と州が課税を実施する
- ▶ 1,500万インドルピーを超える売上の課税対象者は、連邦政府と州で50:50の割合で課税を実施する
- ▶ 上記の課税対象者の選定手続は、コンピューターのプログラミングによることとする
- ▶ 供給地に関する州間の争いが発生した場合は、連邦政府が精査することとする

- ▶ IGSTの課税徴収をする権限は連邦政府にあり続けるが、法律の特別条項によって、州にも今後決定する方式による権限が与えられる
- ▶ 12海里までの領海は連邦当局の管轄となるが、この地域で行われる経済活動に対する税の徴収は州が行うことができる

GST補足法草案について2017年2月18日に予定されるGST委員会の次回の会合で協議承認することが提案されました。財務相によれば、2017年7月1日がGST導入の現実的なスケジュールとなりました。

今回のGST委員会での合意によって、GST導入に係るこれまで存在していた不安が大きく軽減され、GST導入はもはや確実なものになったといえます。GST導入が、当初見込まれた4月から3カ月延期されたことについては、企業にとってITシステムの変更といった新税制への内部対応に備える猶予期間が増えたこととなります。日系企業におかれましては、GST法の成立を待ってから具体的対応に入ることを検討されている企業が見受けられますが、7月1日のGST導入がより現実味を増している今日においては、早急に対策を実施することが奨励されます。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

大平 洋一	パートナー	+81 3 3506 2678	yoichi.ohira@jp.ey.com
シヨム・チャブリア	マネージャー	+81 3 3506 2158	shome.chhabria@jp.ey.com
ジャン フランソワ・デニス	マネージャー	+81 3 3506 1269	jean-francois.denis@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等がございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2017 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20170127

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp